字大河内　一〇三八番四八
九八六番　九八五番二
九八五番一
九八五番七
九八五番八
八八一番
八七九番乙二地先河川敷

十四号
十五号から十八号まで
十九号及び二十号
二十一号
二十二号から二十四号まで
二十五号
二十八号
二十九号

○国土交通省告示第八百十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月三日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

笠間川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地

奈良県宇陀市室生区向渕　二二四六番四

○国土交通省告示第八百十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月三日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

田代第1小川（2）

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

鹿児島県熊毛郡南種子町西之字二之久保　六〇一番一
六〇一番二
六〇二番

○東北地方整備局告示第百二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年八月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月三日

東北地方整備局長　青山　俊行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	郡山市台新二丁目六一〇番一から同市静町三七一番一まで	東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鹿児島県熊毛郡南種子町西之字二之久保　六〇二番　一号及び九号
六〇〇番　二号及び三号
六〇〇番二　四号
六〇〇番一　五号から八号まで

○防衛省告示第百四十四号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十二年八月三日

防衛大臣　北澤　俊美

日時	平成二十二年八月十二日（予備、同月十三日及び同月十四日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区域	豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域 (ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒 (イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒 (ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒 (エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒 (オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒 (カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
実施艦	自衛艦二隻
その他	一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。 二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。 三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第三百十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年八月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月三日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類	一般国道
(二)　路線名	十五号
(三)　道路の区域	東京都大田区南蒲田一丁目三六番二三から同区東六郷一丁目二七番九まで
(四)　図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

区間	変更前後別	敷地の幅員
前		二二・七四メートル～七五・五六メートル
後		五〇・〇〇メートル～七五・五六メートル

国会事項

衆議院

特別委員長互選

七月三十日特別委員会において、委員長互選の結果、次のとおり当選した。

災害対策特別委員長	五十嵐文彦
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長	牧野　聖修
沖縄及び北方問題に関する特別委員長	山本　公一
青少年問題に関する特別委員長	池坊　保子
海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員長	石田　勝之
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長	中山　義活
消費者問題に関する特別委員長	末松　義規

会期議決及び通知

七月三十日本院は第百七十五回国会の会期を八日間と議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

委員推薦通知

七月三十日、議長は、国土審議会特別委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

（北海道開発分科会）　山岡　達丸

議案提出

七月三十日議員から提出した議案は次のとおりである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（大口善徳提出）

質問書提出

七月三十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

沖縄の基地負担について「感謝」と「お礼」を表明した菅総理の認識に関する質問主意書（照屋寛徳提出）
政府による元北朝鮮工作員の招請に関する質問主意書（鈴木宗男提出）
千葉景子法務大臣による死刑執行に関する質問主意書（鈴木宗男提出）
首相官邸を訪れた北方領土元居住者三世らに対する菅直人内閣総理大臣の対応に関する質問主意書（鈴木宗男提出）
内閣官房機密費に係る情報の開示等についての菅直人内閣の姿勢等に関する質問主意書（鈴木宗男提出）
北方領土返還問題を早期に解決することに向けての菅内閣の姿勢に関する質問主意書（木村太郎提出）
千葉法務大臣、内藤総務副大臣、峰崎財務副大臣及び長谷川総務大臣政務官の続投に関する質問主意書（木村太郎提出）
我が国の社会資本ストックの計画的な更新に関する質問主意書（橘慶一郎提出）
鳥獣被害防止総合対策に関する質問主意書（橘慶一郎提出）
成田国際空港株式会社の役員等の報酬および賞与に関する質問主意書（塩崎恭久提出）
政府による元死刑囚招聘に係わる諸経費に関する質問主意書（小野寺五典提出）